

一般質問通告書

佐野市議会議長様

平成 30 年 8 月 30 日	受理者印
午前 1 時 50 分 受理	
午後	(印)

議会名	平成 30 年 第 3 回 佐野市議会定例会		
発言者	議席番号 22 番 氏名 春山敏明		
答弁を求める者（選択してください）	市長・副市長・教育長・担当部局長		
質問方法（いずれかを選択してください）	一問一答・一括質問一括答弁		
大項目（質問項目） 中項目（質問細目）	小項目（具体的な質問内容）		
1、洪水・土砂災害ハザードマップの現況について	<p>①平成 23 年 3 月の東日本大震災後「想定外」という言葉をよく聞くことになったが、平成 26 年 11 月にでき全戸配布になった「洪水・土砂災害ハザードマップ」においては、記載内容の指定想定を超えることもあったのか伺いたい。</p> <p>②「洪水・土砂災害ハザードマップ」への利活用等を市民にお聞きするアンケート調査等を行ったことがあるのか伺いたい。</p> <p>③「洪水・土砂災害ハザードマップ」は、市のホームページからも閲覧できるが、これまでの年間アクセス件数を伺いたい。</p> <p>④小中学校においては、防災教育として「洪水・土砂災害ハザードマップ」をどのように利活用しているのか伺いたい。</p>		
2、洪水・土砂災害ハザードマップの更新について (1) 更新の方針について	<p>①国交省では、平成 28 年 4 月の「水害ハザードマップ作成の手引き」書の改正にあたってとして、冒頭に「平成 27 年の水防法改正により、市は想定し得る最大規模の降雨に対応した浸水想定を実施し、市はこれに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するためにハザードマップを作成することが必要となった」とあります。そこで本市は、この平成 28 年 4 月の「水害ハザードマップ作成の手引き」書の改正を基に更新を予定しているものと思うが、市としての更新の考え方を伺いたい。</p>		

	<p>②改正「水害ハザードマップ作成の手引き」書には、「『住民目線』で作成されるべきもの」「災害発生前にしっかりと勉強する場面」「災害時に緊急的に確認する場面」のシチュエーションを意識し、住民に分かり易く提供できるよう作成」すべしとあるが、更新にはどのように反映されるのか考え方を伺いたい。</p>
(2)基本項目の内容について	<p>①国の「水害ハザードマップ作成の手引き」書には、第2章「水害ハザードマップの作成にあたってとして基本事項の検討」が記されている。更新にあたり「比較的発生頻度の高い計画規模等の水害と、想定最大規模の水害とで避難者数や安全な避難場所が大きく異なる場合は、安全に2次避難場所へ避難できるよう移行判断基準、2次避難場所等、及びそこへの移動手段を検討した上で、計画規模等の水害に対する避難計画を水害ハザードマップに反映することも考えられる。その旨、手引き書に記載」とあるが、記載の考え方を伺います。</p> <p>②国の「水害ハザードマップ作成の手引き」書には、「家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等、生命・身体に直接影響を及ぼす恐れのある区域について、市において『早期の立退き避難が必要な区域』として設定し、水害ハザードマップに表示」とあるが、表示の考え方について伺いたい。</p>
(3)作成における標準準拠について	<p>①国の「水害ハザードマップ作成の手引き」書には、住宅、避難場所、避難経路等が判別できる縮尺のハザードマップを標準としているが、標準に倣うのか伺いたい。</p> <p>②国の「水害ハザードマップ作成の手引き」書には、多言語対応として、外国人観光客が多い地域等は、日本語版に加えて英語版の作成を標準としているが、標準に倣うのか伺いたい。</p> <p>③国の「水害ハザードマップ作成の手引き」書には、「作成時の注意事項」として、「情報を増やし過ぎない、更新にあたって住民等の意見反映、ユニバーサルデザインの観点」等を挙げているが、考え方を伺いたい。</p>
(4)公表及び活用等について	<p>①「洪水・土砂災害ハザードマップ」の配布について伺いたい。</p> <p>②「洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知について伺いたい。</p> <p>③町会や自主防災会等による避難訓練や学校教育での活用について伺いたい。</p>

④AR を用いた「防災情報可視化アプリケーションソフト」等の導入検討について伺いたい。

⑤国の改定版手引き書には、洪水、内水、高潮、津波のそれぞれのものを統合・改定して「水害ハザードマップ」としたとある。本市は更新において「洪水土砂災害」のタイトル部分をどうするのか。更に、完成して配布になるのはいつになるのか伺いたい。